

国立大学法人鳴門教育大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給する期末特別手当において、国立大学法人評価委員会が行う業務実績の評価結果及び基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の業績を勘案し、経営協議会の議を経て、その額の100分の10の範囲内で増減する。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	本給月額を989,000円から984,000円に減額した。(4月1日施行) 特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講じた ・実施期間:平成24年5月～平成26年3月 ・報酬関係の措置の内容:▲9.77% ・諸手当関係の措置の内容:期末特別手当(▲9.77%)
理事	本給月額を650,000円から647,000円に、724,000円から720,000円に減額した。(4月1日施行) 特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講じた ・実施期間:平成24年5月～平成26年3月 ・報酬関係の措置の内容:▲9.77% ・諸手当関係の措置の内容:期末特別手当(▲9.77%)
理事(非常勤)	該当者なし
監事	該当者なし
監事(非常勤)	改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 14,548	千円 10,750	千円 3,797	千円 0 ()			
A理事	千円 11,410	千円 7,866	千円 2,851	千円 127 (通勤手当) 564 (単身赴任手当)			
B理事	千円 10,798	千円 7,866	千円 2,851	千円 80 (通勤手当)			
C理事	千円 10,917	千円 7,068	千円 2,725	千円 49 (通勤手当) 230 (地域手当) 280 (広域異動手当) 564 (単身赴任手当)	4月1日		◇
A監事 (非常勤)	千円 900	千円 900	千円 0	千円 0 ()			
B監事 (非常勤)	千円 900	千円 900	千円 0	千円 0 ()	4月1日		

注:「前職」欄の「◇」は役員出向者であることを示す。

注:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注:広域異動手当とは、就任直前に遠隔地に在勤していた役員に、異動距離区分に応じて支給しているものである。

注:地域手当とは、就任直前に民間の賃金水準が本学より高い地域に在勤していた役員に支給しているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

定員管理計画を策定し、職種別の人員枠を定め運用。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)に定める国家公務員の職種に応じ、毎年の人事院勧告を参考にし、給与水準を決定。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等に応じて、現に受けている本給の昇給・昇格及び賞与時期(6月, 12月)における支給割合の増減を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。
昇給	1年間の勤務成績に基づき、最大8号給上位の号給に昇給させることができる。
昇格・降格	昇格: 特に勤務成績が優秀で、かつ大学が定める経験年数を有している者(大学教員については、さらに職種に相応した教育・研究業績を有すること。)には、上位の職務の級に決定することができる。 降格: 勤務成績が不良な場合には、下位の級に決定することができる。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

本給月額について、50歳台を中心に引下げた。(平均改定率△0.23%) (4月1日施行)
特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

- ・実施期間: 平成24年6月～平成26年3月
- ・俸給表関係の措置の内容: 本給表の級に応じ▲9.77～▲4.77%
- ・諸手当関係の措置の内容: 期末手当・勤勉手当 ▲9.77%, 役職手当 ▲10%
- ・国と異なる措置の概要:
 - 対象 附属学校教員
 - 俸給表関係の措置の内容: 本給表の級に応じ▲5～▲1%
 - 諸手当関係の措置の内容: 期末手当・勤勉手当 対象外

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 280	歳 47.5	千円 6,681	千円 4,999	千円 80	千円 1,682
事務・技術	人 80	歳 44.7	千円 5,214	千円 3,971	千円 97	千円 1,243
教育職種 (大学教員)	人 132	歳 52.3	千円 7,757	千円 5,740	千円 80	千円 2,017
技能・労務職種	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属高校教員)	人 21	歳 45.5	千円 7,140	千円 5,369	千円 75	千円 1,771
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 44	歳 39.5	千円 6,067	千円 4,590	千円 55	千円 1,477
その他医療職種 (医療技術職員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

[年俸制適用者]

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
任期付職員	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

注:「人員」欄において、2人以下の場合、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注:「在外職員」、「任期付職員」、「再任用職員」、「非常勤職員」の区分について、該当する者がいないため表の記載を省略した。

注:常勤職員の「技能・労務職種」には、教務助手及び運転手を含む。

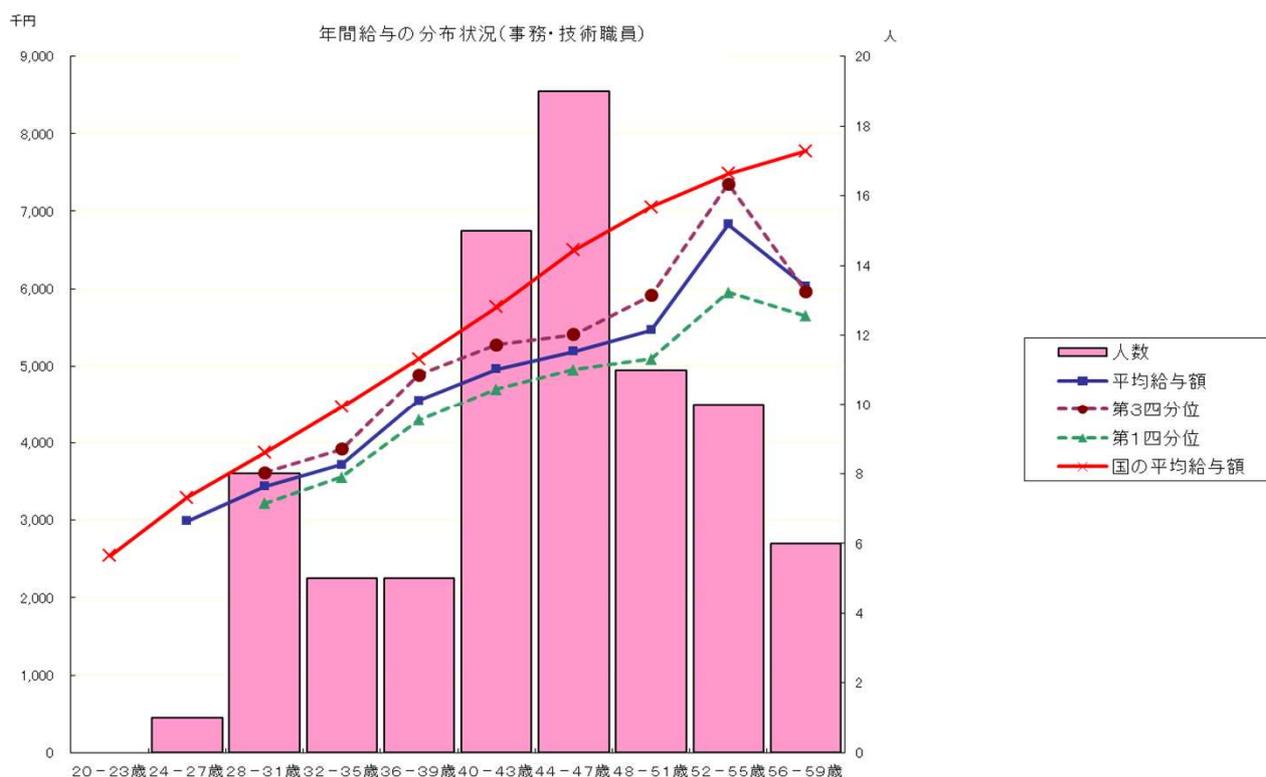
注:常勤職員の「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注:常勤職員の「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園、附属小学校及び附属中学校教員を含む。

注:常勤職員の「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」においては、該当する者がいないため省略した。

注:[年俸制適用者]の「常勤職員」、「在外職員」、「非常勤職員」の区分について、該当する者がいないため表の記載を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

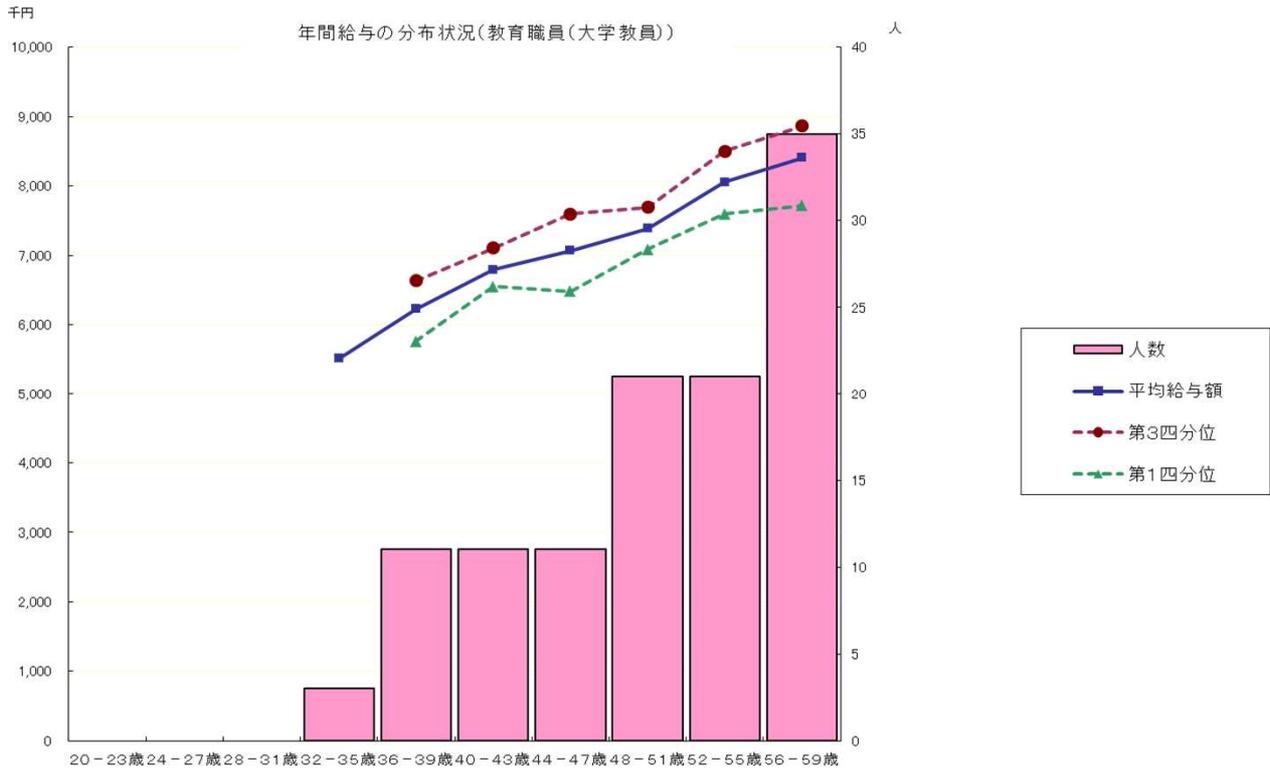


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	1		—		—		
課長	6	54.5	7,154	7,349	7,539		
課長補佐・室長	5	54.1	5,888	5,891	5,952		
リーダー	29	48.3	5,170	5,359	5,446		
チーフ	24	43.8	4,702	4,912	5,064		
スタッフ	15	31.8	3,336	3,548	3,786		

注:部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第3分位	第1分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	73	57.1	7,878	8,421	8,848	7,230	5,947
准教授	52	47.4	6,577	6,902	7,230	5,947	—
講師	6	36.8	5,313	5,700	5,947	—	—
助教	1	—	—	—	—	—	—

注:助教の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		スタッフ	チーフ・スタッフ	リーダー・チーフ	課長補佐・室長・リーダー	課長・課長補佐・室長
人員(割合)	80人 ()%	人 ()%	16人 (20.0%)	48人 (60.0%)	7人 (8.8%)	4人 (5.0%)
年齢(最高～最低)		歳 ～	歳 47～27	歳 56～38	歳 59～49	歳 58～52
所定内給与年額(最高～最低)		千円 ～	千円 3,695～2,281	千円 4,575～3,193	千円 4,570～4,212	千円 5,738～4,436
年間給与額(最高～最低)		千円 ～	千円 4,730～2,967	千円 5,912～4,235	千円 6,047～5,651	千円 7,353～5,952

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	部長		
人員(割合)		4人 (5.0%)	1人 (1.3%)	()%	()%	()%
年齢(最高～最低)		歳 59～52	歳 ～	歳 ～	歳 ～	歳 ～
所定内給与年額(最高～最低)		千円 6,085～5,451	千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 ～
年間給与額(最高～最低)		千円 7,999～7,154	千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 ～

注:7級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務員	助教	講師	准教授	教授
人員(割合)	132人 ()%	人 ()%	1人 (0.8%)	6人 (4.5%)	52人 (39.4%)	73人 (55.3%)
年齢(最高～最低)		歳 ～	歳 ～	歳 42～33	歳 64～36	歳 64～46
所定内給与年額(最高～最低)		千円 ～	千円 ～	千円 4,683～3,990	千円 6,044～4,237	千円 7,574～5,353
年間給与額(最高～最低)		千円 ～	千円 ～	千円 6,289～5,279	千円 7,908～5,574	千円 10,360～7,407

注:2級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.5	% 65.6	% 63.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.5	% 34.4	% 36.4
	最高～最低	% 51.5～32.9	% 41.1～30.5	% 46.4～33.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 66.9	% 65.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.6	% 33.1	% 34.3
	最高～最低	% 40.5～32.1	% 38.5～29.9	% 39.0～31.1

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 59.3	% 62.4	% 60.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 40.7	% 37.6	% 39.1
	最高～最低	% 41.3～37.6	% 38.5～31.9	% 39.8～36.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 67.0	% 65.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.6	% 33.0	% 34.3
	最高～最低	% 41.3～32.9	% 38.5～30.4	% 39.8～31.6

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))
対他の国立大学法人等

83.4
92.4

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

89.2

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 83.4	
	参考	地域勘案 91.3
		学歴勘案 84.1
	地域・学歴勘案 91.6	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 77.2% (国からの財政支出額 3,830百万円、支出予算の総額 4,960百万円:平成24年度予算)	
	【検証結果】 給与水準は国家公務員と比較し下回っており、適正な水準であるため、今後も現在の水準を維持するよう努める。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成23年度決算)	
講ずる措置	—	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

89.5

注:上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年 度)	前年度 (平成23年 度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平 成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,363,074	千円 2,554,725	千円 (%) △ 191,651 (△7.5)	千円 (%) △ 174,106 (△6.9)
退職手当支給額 (B)	千円 215,013	千円 285,334	千円 (%) △ 70,321 (△24.6)	千円 (%) △ 4,243 (△1.9)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 181,354	千円 175,569	千円 (%) 5,785 (3.3)	千円 (%) 23,757 (15.1)
福利厚生費 (D)	千円 329,739	千円 345,301	千円 (%) △ 15,562 (△4.5)	千円 (%) 5,446 (1.7)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 3,089,180	千円 3,360,929	千円 (%) △ 271,749 (△8.1)	千円 (%) △ 149,146 (△4.6)

注:「非常勤役職員等給与」においては、受託事業費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

①対前年度比の増減要因の分析

ア)給与、報酬等支給総額(△7.5%)

- ・特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連した措置に伴う影響 △144,957千円
- ・徳島県との人事交流に伴い、附属学校教員(附属義務教育学校教員)の年齢構成が若返ったため(H23 40.3歳→H24 39.5歳)
- ・大学教員について、後任不補充(1名)、採用時期の遅れ(2名)があったため

イ)最広義人件費(△8.1%)

- ・退職手当支給額の減額(2,000万円を超える支給者について、23年度8人に対して、24年度は5人になったため)
- ・「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づく措置に伴う影響 △10,741千円

Ⅳ 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき平成25年1月から以下の措置を講ずることとした。

- ・役職員の退職手当について、退職手当の基本額に調整を行った。

役員に関する講じた措置の内容:

基本額に87/100を乗じる。(経過措置:平成25年9月までは98/100,平成25年10月～平成26年6月は92/100)

職員に関する講じた措置の内容:

基本額に87/100を乗じる。(経過措置:平成25年9月までは98/100,平成25年10月～平成26年6月は92/100)